

8. 暮らし・その他

事業	内容
法的トラブルの解決に役立つ情報など	○法テラス（日本司法支援センター） ・法テラス・サポートダイヤル（情報提供） 電話：0570-078374（オナヤマナシ） ＜受付日時＞ 平日の9時から21時、土曜日の9時から17時 （祝日・年末年始を除く） ・ホームページ https://www.houterasu.or.jp ホームページからはメールによる情報提供をご利用いただけます。 お問い合わせは24時間365日受付可 ※メンテナンス日を除きます。 法的トラブルでお困りの方に、無料で相談窓口や法制度に関する情報をご案内しています。経済的に余裕がないなど一定の条件に当てはまる方には、無料法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士費用等の立替を行います。 また、高齢・障害等で認知機能が十分でない方は、資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う援助があります。ご利用には条件がありますので、お問合せください。
交通事故相談	交通事故でけがをしたり死亡した場合の損害賠償の方法や示談などについての相談を受けています。 《問い合わせ先》県民相談・情報センター及び各県民相談室（P121～参照）
消費生活相談 ・多重債務相談	悪質商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルについて、専門の相談員が相談に応じ、助言やあっせん等、解決のためのサポートをします。また、返しきれない借金に関する問題や、金銭貸借、多重債務の整理等の相談も受け付けています。弁護士や司法書士による法律相談もあります。 《問い合わせ先》消費生活総合センター（P122 参照）
税金相談	国税に関するご質問・ご相談は、 ○国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。 ○電話での相談は、国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901（ナビダイヤル）をご利用ください。 【受付時間】平日 8：30～17：00（土日祝日及び 12/29～1/3 を除く。） ※上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署へ電話して音声ガイダンスにしたがって「1」番を選択してください。 ○電話相談以外で税務署にご用の方は、所轄の税務署へ電話して音声ガイダンスにしたがって「2」番を選択してください。 ○聴覚や発話に障害があり、電話での相談が困難な方は、国税庁ホームページの聴覚障害者等専用電子メールまたは聴覚障害者用ファクシミリ（052-951-4614）をご利用ください。 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など県税についての相談を受けています。 《問い合わせ先》県税事務所（P120 参照）

事業	内 容	対 象 者
認知症に関する電話相談	認知症に関する悩み事の電話相談を受けています。 ○愛知県認知症電話相談（認知症の人と家族の会愛知県支部） 《相談時間》月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く 電話：0562-31-1911	どなたでも
若年性認知症に関する相談窓口	若年性認知症の方のニーズに合った社会保障制度や関係機関につなぐ支援（電話・来所・訪問相談）を行います。 ○愛知県若年性認知症総合支援センター（認知症介護研究・研修大府センター） 《受付時間》月曜日～土曜日 10:00～15:00 ※祝日、年末年始を除く 電話：0562-45-6207 ※来所相談、訪問相談は電話による事前予約制 《場 所》〒474-0037 大府市半月町 3-294 認知症介護研究・研修大府センター1 階	どなたでも
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、認知症高齢者等が自立した地域生活が送れるよう支援する事業です。 《問い合わせ先》市区町村の社会福祉協議会等（P118～参照）	
心配ごと悩みごと相談	生活、家族、財産などの心配ごとの相談を受けています。 相談日、時間等は市区町村により異なります。（なお、一部市区町村社会福祉協議会では、本事業を実施していません。） 《問い合わせ先》市区町村の社会福祉協議会（P118～参照）	
敬老祝い品の贈呈	愛知県内にお住まいの数え 100 歳の方に、長寿をお祝いする敬老祝い品を贈呈しています。 《敬老祝い品》県内で生産される伝統工芸品等 《贈呈時期》9 月～10 月 《贈呈の方法》市町村を通じて贈呈または対象者宅へ直接送付して贈呈 ※この他、独自で敬老金または祝い品の贈呈を行っている市町村もあります。（市町村の事業については、対象者が数え 100 歳の方とは限りません。） 《問い合わせ先》県の祝い品：県高齢福祉課 052-954-6285 市町村の敬老金または祝い品：市町村の高齢者福祉担当課（P118～参照）	数え 100 歳の方

事業	内 容	対 象 者
くらし資金の貸付	所得の低い世帯が一時的に資金に困った場合は、つなぎのための資金が貸付けられます。 （なお、一部市町村社会福祉協議会では本事業を実施していません。） 《貸付限度額》 10万円以内 《 利 率 》 無利子 《 償 還 期 間 》 9か月以内	低所得世帯
	《問い合わせ先》市区町村の社会福祉協議会（P118～参照）	
高齢者の所得税、地方税上の障害者控除対象者の認定	65歳以上の方で、障害の程度が、知的障害者に準じるまたは身体障害者に準じる方及びねたきり老人として、市町村長の認定を受けた方は、所得税、地方税上の障害者控除の対象となります。	
	《問い合わせ先》市区町村役場（P118～参照）	
生活福祉資金の貸付	所得の低い世帯等に、次のような資金が貸付けられます。資金の種類によって、貸付限度額や貸付利子などが異なります。 ①総合支援資金（低所得世帯） 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、条件に該当する世帯 ○生活支援費 - 生活再建までに必要な生活費用 ○住宅入居費 - 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ○一時生活再建費 - 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ②福祉資金 ○福祉費 ・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯 （資金の種類によって対象が異なる場合があります。）

事業	内 容	対 象 者
生活福祉資金 の貸付	・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 など ○緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき など ③教育支援資金（低所得世帯） ○教育支援費 高等学校、大学または高等専門学校に就学するために必要な経費 ○就学支度費 高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費 ④不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯 （資金の種類によって対象が異なる場合があります。）
	《問い合わせ先》お住まいの地区の民生委員、市区町村の社会福祉協議会（P118～参照）	